

公共工事の**随意契約**の公表(令和6年度)
随意契約を行った工事請負契約の内容について、次のとおり公表します。

随意契約内容								
No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
1	新市立病院MRI室1 電波・磁気シールド工 事	フジバスク(株)	東京都世田谷区上 馬4-2-5 上馬セ ントラル3F	新市立病院におけるMRI装置の新規 設置に伴うMRI室1の電波・磁気を遮 蔽する工事である。	2号(競争不適)	MRI装置を使用するためには一定の周波数の電波がMRI室に侵 入する事を防ぐと共に、MRI装置から出る強い磁場が周囲に影響 を与えないよう一定範囲まで磁場を抑える必要があり、漏洩防止の 観点からMRI装置の性能に合ったシールド工事を行う必要がある ため。	既に新市立病院に設置するMRI装置の物件契約 を完了しており、随意契約先が設置するMRI装置に 対応した施工技術を持っているため。	市立病院課
2	新市立病院MRI室2 電波・磁気シールド工 事	フジバスク(株)	東京都世田谷区上 馬4-2-5 上馬セ ントラル3F	新市立病院におけるMRI装置の新規 設置に伴うMRI室2の電波・磁気を遮 蔽する工事である。	2号(競争不適)	MRI装置を使用するためには一定の周波数の電波がMRI室に侵 入する事を防ぐと共に、MRI装置から出る強い磁場が周囲に影響 を与えないよう一定範囲まで磁場を抑える必要があり、漏洩防止の 観点からMRI装置の性能に合ったシールド工事を行う必要がある ため。	うまわち病院に設置しているMRI装置を新市立病 院に移設する計画であり、随意契約先が設置する MRI装置に対応した施工技術を持っているため。	市立病院課
3	市立浦郷小学校空調 電源改修工事	有限会社 坂本伊東 電気工事	横須賀市坂本町5- 21	本件は、令和5年7月31日付け横須 賀市公告契約第0369号(案件番号 5051000105)で入札発注した「市立浦 郷小学校屋上防水改修電気設備工 事」において、やむを得ず、仮設ケー ブルを残置したまま竣工した箇所(屋 上に敷設されている電灯・動力電源) について、仮設ケーブルを撤去し、本 設ケーブルを敷設するものである。 なお、本件は、本来工期変更で対応 すべき案件であるが、令和5年度に、 本設ケーブルメーカーによる受注停 止措置があり、ケーブルが市場に品 薄で入手困難な状況が発生したた め、納期の目途が立たず、工期の延 長を行うことができなかった経過があ る。	2号(競争不適)	当該工事の現場は、左記の事業者自身が本設ケーブルを敷設す ることを想定して、準備し、施工を進め、現場管理を実施してきたも ので、現在は、やむを得ず工事の途中で竣工となっている状況であ る。 このことについて、当該工事現場の進捗状況の詳細を把握してい ない他者が本件工事を施工した場合にあっては著しい支障が生じ るおそれがあるため。 また、本件工事を他者に発注し、後日になって何らかの問題が生 じた場合に、「市立浦郷小学校屋上防水改修電気設備工事」で起き た問題なのか、本工事で起きた問題なのか、責任の所在が分から なくなってしまうため。	当該事業者は、令和5年7月31日付け横須賀市公 告契約第0369号(案件番号5051000105)で入札発 注した「市立浦郷小学校屋上防水改修電気設備工 事」の請負者であるため。	建築計画課
4	新港地区保安電気設 備撤去工事	パナソニックコネクト 株式会社現場ソ リューションカンパ ニー 首都圏部門	東京都中央区銀座8 丁目21番地1号	新港ふ頭内の保安電気設備は、 SOLAS条約に基づくテロ対策を目的 とした侵入防止等の保安対策として、 警備室で24時間対応にて監視カメラ・ 侵入防止センサー・データ送信システ ム等が機能することにより、保安状況 及び破壊活動等における各種の情報 を伝達・記録する設備である。 本工事は、新港ふ頭内の上屋解体 工事に伴い、仮囲い設置の障害とな る上屋に隣接する保安電気設備の一 部を撤去するものである。	2号(競争不適)	新港ふ頭内の保安電気設備は、SOLAS条約に基づいた重要な施 設であり、既設の保安電気設備を施工した業者と異なる業者が請 け負うと、安定的な運用を欠く可能性があるため。	新港地区新港ふ頭保安電気設備改修工事を請け 負った業者であり、施工に精通し、素早く、かつ安全 な対応が期待できるため。	港湾整備課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
5	市民病院西棟リハビリ系統ほか空調設備改修工事	ダイキン工業(株)東日本サービス部	東京都大田区大森西3丁目29番7号	市民病院西棟の地下1階に設置されているリハビリ系統及び放射線系統を担う空調設備改修工事を行うものである。昨年度にはドレンパン(冷房・除湿運転中に発生した結露水の漏れを防ぐトレイ)が腐食するといった不具合が出ている。	2号(競争不適)	本案件は既存設備の改修工事であるため、空調設備の構造及び市民病院の空調システムを熟知しており、迅速かつ安全に施工を行うことが可能な業者が作業を行う必要がある。同病院の設備内容を把握していない他者に行わせた場合には、空調設備の安定的な運用を欠き、リハビリや診療を受ける患者に多大な影響を及ぼす恐れがある。 また、本案件は空調設備の停止による影響が少ない時期(春や秋)に迅速に行う必要がある。	当該事業者は昨年度も市民病院の空調設備改修工事を施工しており、空調設備の構造及び市民病院の空調システムを熟知している。迅速かつ安全な施工が期待できるため。	建築計画課
6	市立望洋小学校ほか2校高圧引込設備改修工事	日産電設株式会社	横須賀市阿部倉14-8	市立望洋小学校ほか2校高圧引込設備改修工事を施すもので、PAS・高圧引込ケーブル等を改修するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和6年7月24日付け横須賀市公告契約第0306号の入札において、落札者がいないため不調になった案件である。高圧引込ケーブルの品薄状態が続いており、発注が遅くなるほど納期も延びることとなる。今回改修を予定している設備の中には耐用年数を超過しているものもあり、安全性確保のため早期に着手及び施工する必要があるため。	当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外となった入札者のうち、契約の意思表示をした中で、予定価格の75%以上かつ最も低い金額を提示した事業者であるため。	建築計画課
7	走水水源地公園排水ポンプ改修工事	(有)東住設	横須賀市追浜東町2-37	本工事は、走水水源地公園において、排水ポンプ改修工事を施すもので、材工一式請負とする。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和6年7月22日付け横須賀市公告契約第0368号の入札において、落札者がいないため不調になった案件であり、本来であれば入札参加条件を変更して再度入札に付すものである。しかし、走水水源地公園は令和7年1月から横須賀市上下水道局が排水ポンプ撤去に伴う盤などの撤去作業を行うことから、本工事は現地作業を令和6年内に完了させる必要があるため。	当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外となった入札者のうち、予定価格の75%以上の入札金額を提示し、かつ契約の意思表示をした中で、最も低い金額で応札した事業者であるため。	建築計画課
8	八幡ハイムA・B棟昇降機設備改修工事	東芝エレベータ株式会社 神奈川支社	横浜市西区みなとみらい4-4-2	本工事は、八幡ハイムA・B棟昇降機設備改修工事のロープ式エレベータにおいて、制御盤、停電時自動着床装置、各階操作盤、及び乗場操作・ドアパネルの交換を行う。また、現在の基準に適応するため、「戸開走行保護制御」、「浸水時／冠水時管制運転」機能を追加するものである。	2号(競争不適)	昇降機設備は、各社が一体のシステムとして独自に開発製造しているため、機器の取付位置、部品形状等の構造並びにかごの位置及び速度の検出方法等が各社で異なり、各社独自の技術・手法となっている。そのため、改修する機器類と既存設備とが一体のシステムとして機能させる必要があるため、当初施工した業者でなければ施工が不可能である。	当該昇降機の製作・施工業者であるため。	建築計画課
9	くりはま花の国ゴジラすべり台塗装改修工事	株式会社 東宝映像美術	東京都千代田区有楽町1-2-2	本件は、くりはま花の国に設置されているゴジラ(滑り台)の塗装改修工事を行うものである。 なお、平成14年にゴジラを設置するにあたり、東宝(株)の看板商品であるゴジラを、今まで培ってきたブランドイメージを崩すことなく、かつ忠実に実現化が必要であることから、当該施設にかかる修理加工等は、東宝(株)が指定する事業者に行わせることが、設置の条件となっている。	2号(競争不適)	ゴジラは、(株)東宝が特許、著作権等の権利を有する案件である。本件の施工にあたっては、東宝(株)の看板商品であるゴジラを、今まで培ってきたブランドイメージを崩すことなく、かつ忠実に実現化する必要があり、ゴジラについての特許、著作権等の権利を有する者または当該権利を有する者が指定する者と直接契約する必要があるため	左記の事業者は、ゴジラについての特許、著作権等の権利を有する(株)東宝が指定する事業者であり、今まで培ってきたゴジラのブランドイメージを崩すことなく、かつ忠実に実現化して、本件を施工できる唯一の事業者であるため	公園建設課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
10	野比地区大島出シ立 標災害復旧工事	東洋船舶工業(株) 横須賀営業所	横須賀市安浦町3- 1-1 シーサイドパレ ス203号	本件は、横須賀港港湾区域野比地区沖合の海中に設置されている立標(標識名:大島出シ立標)が、台風7号(令和6年8月16日)の影響により倒壊したため、これを復旧する工事である。 現在の現場の状況としては、令和6年8月に漁協からの通報を受け、緊急現地調査を行い、立標倒壊を確認したため、注意喚起として仮ブイ設置の応急対応を行っているところである。	5号(緊急随意契約)	本件の工事対象物は、付近を航行する船舶が岩礁帯に乗り上げ座礁するといった重大事故を未然に防ぐため浅瀬の上に設置された立標であり、周辺海域の安全確保に必要不可欠な海の標識であることから、早急に復旧する必要があるため。(現在の仮ブイ設置の応急対応では安全確保に不十分であるため、早急に復旧するよう、第三管区海上保安本部からも要請を受けています) なお、台風が多く発生する時期に復旧工事を行うと、台風被害を受けることや施工時の安全性に問題があるため、この時期まで待機せざるを得なかった状況である。	当該事業者は、当課が発注している工事において船舶を使用する請負者3者から見積りを徴収し、最も安価な見積額を提示した事業者であるため。(本件は、施工場所が海上で、安全に施工するために、専門の人員、機材、及び特殊な技術が必要であるため、現在、海上工事を施工中の事業者から見積書を徴収したものである。)	港湾整備課
11	横須賀中央駅第1自 転車等駐車場昇降機 設備改修工事	ダイコー株式会社横 浜営業所	横浜市港北区新横 浜2-7-19	本工事は、横須賀中央駅第1自転車等駐車場昇降機設備改修工事の油圧式エレベータにおいて、制御盤、停電時自動着床装置、各階操作盤、及び乗場操作・ドアパネルの交換を行う。また、現在の基準に適應するため、「戸開走行保護制御」、「浸水時／冠水時管制運転」「火災時管制運転」機能を追加するものである。	2号(競争不適)	昇降機設備は、各社が一体のシステムとして独自に開発製造しているため、機器の取付位置、部品形状等の構造並びにかごの位置及び速度の検出方法等が各社で異なり、各社独自の技術・手法となっている。 そのため、改修する機器類と既存設備とが一体のシステムとして機能させる必要があるため、当初施工した業者でなければ施工が不可能である。	当該昇降機の製作・施工業者であるため。	建築計画課
12	(新港地区)上屋跡地 付帯工事	日建工業株式会社	横須賀市追浜東町3 -52	本工事は、上屋の解体工事により設置した仮囲いを新たなソーラスフェンスを設置するまでの期間、リースの継続及び撤去運搬等を行うものである。	6号(競争不利)	新港ふ頭上屋解体工事(令和6年6月3日公告)において上屋東側の仮囲いの一部は撤去せずに残置するものとしている。 本工事における施工場所はSOLAS条約に基づき、テロ対策を目的とした侵入防止等の保安対策を講じる必要があるため、新たに入札して事業者選定を行うことは施設保全の観点でセキュリティ上の問題が生じる。安定的な運用を実現するため、現契約工期末翌日から当該仮囲いの管理(リース料の支払い)及び撤去を別の契約とするものである。	上屋解体工事において仮囲いを設置した業者であり、施工内容に精通し、安全な施工が期待できるため。	港湾整備課
13	横須賀芸術劇場天井 改修その他機械設備 工事	有限会社飛鳥設備	横須賀市金谷3-2 -4	本工事は、横須賀芸術劇場天井改修その他工事に伴い機械設備工事を施すもので、材一式請負とする。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和6年12月16日付け横須賀市公告契約第0758号の入札において、落札者がいないため不調になった案件である。本来であれば入札参加条件を変更して再度入札に付すものであるが、すでに競合工事が入札を終えて業者が決定していることから、再度入札を行うと全体工期に多大な影響を与えてしまうため早急に契約する必要がある。	当該事業者は、予定価格を上回り落札外となった唯一の入札者であり、かつ契約の意思表示をした事業者であるため。	建築計画課
14	市道6352号道路補修 工事	有限会社林土木工 業	横須賀市長坂3-39- 12	本件は、新市立病院への進入道路である市道6352号線において、道路打ち換え工を含む道路補修工事を行い、児童・生徒等歩行者の安全性を向上させるものである。	5号(緊急随意契約)	市民からの通報により、市道6352号において、経年劣化による舗装の骨材が散乱し、横断歩道前の停止線等が不明瞭となっていることが確認された。 市道6352号は、市立神明小学校及び同神明中学校の通学路であり、新市立病院開業後は自動車交通量の増加が見込まれることから、同病院が開業する前までに緊急で整備を行い、児童生徒の安全を確保する必要があるため。	当該事業者は、本件の施工箇所付近において、現在、「市道6354号歩道設置その他工事」を施工している事業者である。当該工事は、施工内容に舗装工事を含んでおり、新市立病院開業までにしゅん工予定の工程であることから、本件と当該工事を一体で施工することで、同病院が開業する前までに本件を施工することができるため。	道路整備課
15	市道848号道路災害 防止工事	株式会社 フロンティア	横須賀市日の出町 1-13 スターホームズ 横須賀中央103	工事延長 L=13.6m 法面工 A=52.6㎡	5号(緊急随意契約)	当該市道法面において、土砂の崩落が発生しており、家屋等へ影響が非常に危惧されることから、法面崩落防止の早期対応が必要であるため。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	道路整備課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
16	本庁舎2号館非常階段改修工事	有限会社 北條工務店	横須賀市田戸台27	本庁舎2号館非常階段の壁手摺の仕上げパネルが劣化により落下したため、安全な状態に改修する。	5号(緊急随意契約)	仕上げパネル落下後現場調査を行った結果、鉄骨の胴縁及び控えパイプがひどく腐食し、落下した部位以外にも腐食が散見され、一部手摺壁については歩道側に倒れかけている部分もあった。仕上げパネルの下地ボードにアスベストが含有していることも分かり、部分的に補修出来る見込みがなく、建築基準法における本庁舎2号館の非常用階段として重要な避難施設であるため、早急に手摺壁を安全な手摺に作り替える必要がある。	非常階段が劣化で危険な状態であることが判明した時に、別件で本庁舎の修繕を依頼していた本請負者に相談したところ、緊急の安全対策を行ったうえで改修まで一貫して対応可能であったため	建築計画課
17	療育相談センター2階ほか空調設備改修工事	鈴鹿建設株式会社	横須賀市夏島町4	本工事は療育相談センター2階ほかにおいて空調設備改修工事を施すもので、材工一式請負とする。	5号(緊急随意契約)	療育相談センター2階をはじめとする空調機が故障し、適切な空調することができない状態である。近年では7月には日中の最高気温が35℃を超えることもあり、来訪者や職員の熱中症リスクを勘案し、冷房開始の7月中頃までに工事を完了させる必要があるが、空調機器の納入までに2.5カ月、現場施工に2カ月を要することから入札に付すことが困難なため。	近年、市が発注する空調設備改修の参加事業者の内3者から事前に見積もりを徴収した際に最も安価な工事価格を提示したため。	建築計画課
18	長浦地区係船浮標撤去工事	ヤマグチマリーン株式会社	横須賀市内川1-8-22	横須賀港長浦地区に設置している係船浮標3基は、船舶を停泊させるために港内に設置された浮標である。その内1基について、海上から目視できない状態であるとの報告があった。潜水作業を伴う詳細調査を行った結果、1基が海底に沈没しているのを確認し、残りの2基については、浮標本体の経年劣化が進行して継続使用が困難なことに加え、スタッドチェーンが激しく摩耗して危険な状況であることが判明した。 このため、本件は海上交通の安全性を確保するために、係船浮標3基を早急に撤去する工事を行うものである。なお、工事費を補正予算で確保する必要があったため、この時期まで待機せざるを得なかった状況である。	5号(緊急随意契約)	本件の工事対象物は、船舶を停泊させるために港内に設置された浮標であるが、チェーンが破断し流出した際には付近を航行する海上自衛隊の船舶及び軍港めぐりの観光船等に衝突する危険性があり、また沈没した浮標に船底が接触し事故が発生する可能性もあることから、事故を未然に防止し周辺海域の安全性を確保するため早急に撤去する必要がある。 なお、現在の仮ブイ設置等の応急処置では安全確保が不十分であるため、早急に撤去するよう第三管区海上保安本部からも要請を受けている。	当該事業者は、潜水作業を伴う詳細調査を実施した業者で現場の状況を十分把握しており、早急な撤去工事が可能であるため。	港湾整備課
19	舟倉地区配水管布設工事(2024の1)	株式会社 鈴木商会	横須賀市 長井2-7-10	本工事は、既設配水管(φ150 ADIP)を耐震管φ150 GXDIPに更新するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、「入札参加者なし」で、2回入札不調となっている。(①令和6年2月5日付け、横須賀市上下水道局公告契約第5225号(案件番号5051900148)、②令和6年4月22日付け、同5012号(案件番号5061900009) 本工事の施工場所は、昭和45年に埋設された経年管であり、既に幾度も漏水が発生していることから、市民への安定給水を図るため、緊急に契約する必要があるため。	直近に開札が実施された配水管布設工事の入札案件において、入札書送付を行っている事業者のうち、唯一、本工事への契約の意思を示した事業者であるため	水道管路課
20	追浜ポンプ場ほか電気設備改築工事	東芝インフラシステムズ(株)関東水・環境システム営業部	川崎市幸区堀川町72-34	本工事は、別途発注の追浜ポンプ場雨水ポンプ設備更新工事に伴う、既設の電気設備の機能増設等を行うものである。	2号(競争不適)	①別途発注の機械設備工事に伴う、既設設備の機能増設等を行うため、既設設備と技術的関連性が高く、密接不可分な関係がある。 ②既設電気設備は当該業者が設置したものであり、他者に行わせた場合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要すなど、運用上著しい支障が生じる恐れがある。	既設設備の設置業者であるため。	水再生課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
21	下町浄化センター沈砂池・ポンプ棟電気設備改築工事	(株)正興電機製作所 横浜営業所	横浜市中区海岸通4－17東信ビル7階	本工事は、下町浄化センター沈砂池・ポンプ棟の既設の電気設備の機能増設等を行うものである。	2号(競争不適)	①既設設備の機能増設等を行うため、既設設備と技術的関連性が高く、密接不可分な関係がある。 ②既設電気設備は当該業者が設置したものであり、他者に行わせた場合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要すなど、運用上著しい支障が生じる恐れがある。	既設設備の設置業者であるため。	水再生課
22	下町浄化センター遠心濃縮機設備修繕工事	(株)西原環境 東京支店	東京都港区海岸3-20-20	本工事は、下町浄化センターに設置しているNo.4.5遠心濃縮機の修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、汚泥を濃縮する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造業者である(株)西原環境が施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
23	非常用貯水装置内面塗装工事	(株)エヌ・ワイ・ケイ	東京都中央区京橋2－6－15 MCA京橋ビル2階	本工事は、非常用貯水装置内面塗装が劣化しているため、塗装の塗り替えを行うものである。	2号(競争不適)	本工事で要求する内面塗装工法(ホットエアレススプレー工法)が特殊な技術を要するため、施工可能業者が選定業者のみである。この工法は、既存食品タンク内の塗装で多く採用されている実績があり、水道法に適合している工法である。	左記の理由により、(株)エヌ・ワイ・ケイと随意契約するものである。	水道施設課
24	上町ポンプ場分流ポンプ棟沈砂池機械設備更新工事	住友重機械エンバイロメント株式会社 横浜営業所	横浜市内西区南幸2－19－4	本工事は、上町ポンプ場分流ポンプ棟の沈砂池機械設備を更新することを目的とする。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和6年6月17日付け横須賀市上下水道局公告契約第5071号(案件番号5061900027)の入札において、入札参加者の予定価格超過により、入札不調となった案件である。 本工事を再入札した場合、適切な履行期間を確保できず、年度内のしゅん工が困難となり、改築計画に支障をきたすため、緊急で契約する必要がある。	今回入札に参加し入札書送付を行った唯一の事業者であり、入札不調後の依頼に応じ、随意契約の意思を示したため。	水再生課
25	根岸ポンプ場汚水ポンプ設備改修工事	クボタ環境エンジニアリング(株)	東京都中央区京橋2－1－3	本工事は、根岸ポンプ場に設置してあるNo.3汚水ポンプ設備で、経年劣化による腐食、磨耗等が発生し、運転に支障を来しているため、軸受、軸受スリーブなどの部品交換を含む改修を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、流入した汚水を揚水する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じるとポンプ場の運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、ポンプ場の運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術、構造等を有するもので、本設備を設計、施工した株式会社クボタのメンテナンス会社であるクボタ環境エンジニアリング株式会社にて施工することにより、ポンプ場の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
26	西浄化センター汚水ポンプ設備改修工事	石垣メンテナンス株式会社 営業本部	東京都千代田区丸の内1－6－5	本工事は、西浄化センターの管理本館に設置してある、No.2汚水ポンプ設備で、経年劣化による腐食、磨耗等が発生し、運転に支障を来しているため、軸受、軸受スリーブなどの部品交換を含む改修を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、流入した汚水を揚水する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術、構造等を有するもので、本設備を設計、施工した石垣メンテナンス株式会社にて施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
27	下町浄化センター1号焼却炉設備ほか修繕工事	月島ジェイテクノメンテサービスク横浜支店	横浜市中区相生町3-56-1	本工事は、下町浄化センターに設置している、1号焼却炉設備、2号焼却炉設備の修繕を行うものである。経年劣化による腐食・磨耗等が発生し運転に支障をきたしているため、焼却炉本体の耐火物補修、過給機他の部品交換等を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、汚泥処理施設の運転全体に支障が出る恐れがあるため。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該設備製造者である月島JFEアクソリューション(株)の修繕部門にあたる月島ジェイテクノメンテサービスク(株)横浜支店にて施工することにより、汚泥処理施設の運転に支障なく安全かつ速やかな施工が期待できるため。	水再生課
28	久里浜第2ポンプ場沈砂池機械設備改修工事	(株)前澤エンジニアリングサービス 横浜営業所	横浜市港北区新横浜3-18-9	本工事は、久里浜第2ポンプ場に設置してある、No.1,2雨水沈砂かき揚げ機の改修をするもので、経年劣化による腐食・磨耗等が発生し運転に支障を来しているため、軸・軸受・スプロケット・バケットなどの部品交換を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、流入した雨水から砂等を除去するための重要な設備である。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、運用上著しい支障が生じる恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、本設備を設計・施工した前澤工業株式会社の修繕を実施している株式会社前澤エンジニアリングサービスにて施工することにより、ポンプ場の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
29	西浄化センター電気設備修繕工事	メタウォーター株式会社 横浜営業所	横浜市西区北幸2-8-4 横浜西口KNビル	本工事は、西浄化センターに設置している計装設備等の劣化により、管理本館監視室に正常な信号を表示することが出来なくなり、西浄化センターの運転に支障が出るおそれがあるため、これらを修繕するものである。当該機器の計測値を既設監視制御装置等に正確に表示させるために、既設信号変換装置等の設定を調整しなければならず、既設設備との技術的関連性が高く、密接不可分な関係があるため。	2号(競争不適)	本工事は、西浄化センターに設置している計装設備等の劣化により、管理本館監視室に正常な信号を表示することが出来なくなり、西浄化センターの運転に支障が出るおそれがあるため、これらを修繕するものである。当該機器の計測値を既設監視制御装置等に正確に表示させるために、既設信号変換装置等の設定を調整しなければならず、既設設備との技術的関連性が高く、密接不可分な関係があるため。	左記業者は、既設監視制御装置や既設信号変換装置等の製造メーカーでかつメンテナンスを行っており、現場及び設備を熟知し敏速かつ安全に工事の履行が可能であるため。	水再生課
30	西浄化センター消毒設備改修工事	水ingエンジニアリング株式会社横浜営業所	横浜市中区本町2-22	本工事は、西浄化センターの水処理棟に設置してある、紫外線殺菌装置で、設置後26年経過したことにより、構成機器が廃盤となり、運転に支障を来しているため、制御盤の交換を含む改修を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、放流する処理水を消毒する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	既設設備設置業者のため。	水再生課
31	追浜浄化センターNo.2終沈汚泥かき寄せ機修繕工事	荏原実業株式会社 神奈川支社	川崎市川崎区日進町26-17八丁囃レジデンス	本工事は、追浜浄化センターに設置している、No.2終沈汚泥かき寄せ機の修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、追浜浄化センターに設置しているNo.2終沈汚泥かき寄せ機が破損し、処理場の運用に悪影響を与えてしまっているため修繕を行うものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、処理場の運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備の設置業者であり、現場の状況や施工内容に精通し、適切かつ安全な施工が期待できるため。	水再生課
32	上町ポンプ場雨水ポンプ設備改修工事	アキラ(株) 神奈川支店	横浜市中区吉田町65	本工事は、上町ポンプ場に設置してある、No.3雨水ポンプ設備の改修をするもので、経年劣化による腐食・磨耗等が発生し運転に支障を来しているため、軸受・軸スリーブなどの部品交換を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、流入した雨水を排除するための重要な設備である。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、運用上著しい支障が生じる恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、本設備を設計・施工した株式会社日立製作所(現:株式会社日立インダストリアルプロダクツ)の修繕を実施しているアキラ株式会社にて施工することにより、ポンプ場の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
33	追浜浄化センター用水設備修繕工事	月島JFEアクアソリューション(株) 横浜支店	横浜市中区相生町3-56-1	本工事は、追浜浄化センターに設置しているNo. 1 処理水ポンプが、経年劣化による部品の摩耗等で運転に支障をきたしているため、部品交換を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、処理水を送水する際に使用するものであるが、このポンプに支障が生じると処理場の運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、処理場の運転全体に支障をきたす恐れがある。そのためには、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	この設備は、当該設備設置者のJFEエンジニアリング(株)が統合された月島JFEアクアソリューション(株)にて施工することにより、処理場の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
34	追浜ポンプ場しき破碎機修繕工事	住友重機械エンバイロメント株式会社横浜営業所	横浜市区南幸2-19-4	本工事は、追浜ポンプ場に設置している、しき破碎機(下水場やポンプ場で発生する汚水処理の工程で混入しているゴミを破碎する機械)の修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応が困難となり、ポンプ場施設の運転全体に支障が出る恐れがあるため。	当該機器製造業者である左記業者にて施工することによりポンプ場の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
35	久里浜第1ポンプ場雨水放流ゲート修繕工事	(株)前澤エンジニアリングサービス 横浜営業所	横浜市港北区新横浜3-18-9	本工事は、久里浜第1ポンプ場に設置している、雨水放流ゲート(河川からの逆流を防止するための機器)の修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、ポンプ場施設の雨水排水に支障が出る恐れがあるため。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該設備製造者である前澤工業(株)の修繕部門にあたる左記事業者にて施工することにより、ポンプ場施設の雨水排水に支障なく安全かつ速やかな施工が期待できるため。	水再生課
36	下町浄化センター圧送ポンプ修繕工事	月島ジェイテクノメンテサービス(株)横浜支店	横浜市中区相生町3-56-1	本工事は、下町浄化センター脱水機棟に設置している、No.3ケーキ圧送ポンプの修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本機器は、浄化センターの汚泥処理を行う上で、脱水した汚泥を焼却炉まで安全かつ安定的に搬送するための重要な機器である。安定稼働が見込めない場合、浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障が出る恐れがある。そのため、本機器の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本機器は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造者の修繕部門である月島ジェイテクノメンテサービス(株)が施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
37	西浄化センター山科台調整棟電気設備修繕工事	東芝インフラテクノサービス株式会社神奈川支店	横浜市中区不老町1-1-5	本工事は、西浄化センター山科台調整棟に設置している計装設備等の劣化により、西浄化センターにある監視室に正常な信号を表示することが出来なくなり、西浄化センターの運転に支障が出るおそれがあるため、これらを修繕するものである。	2号(競争不適)	当該機器の計測値を既設監視制御装置等に正確に表示させるために、既設信号変換装置等の交換及び設定の調整をしなければならず、既設設備との技術的関連性が高く、密接不可分な関係があるため。	当該事業者は、既設監視制御装置や既設信号変換装置等のメンテナンスを行っており、現場及び設備を熟知し敏速かつ安全に工事の履行が可能であるため。	水再生課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
38	上町ポンプ場ほか遠方監視制御設備工事	メタウォーター(株) 横浜営業所	横浜市西区北幸2-8-4 横浜西口KNビル	本工事は、別途発注の電気設備改築工事に伴い、既設の遠方監視制御設備の機能増設等を行う。	2号(競争不適)	電気設備工事を実施する上町ポンプ場、長井ポンプ場、津久井ポンプ場は、それぞれ下町浄化センター、西浄化センターにおいて遠方監視を行っているが、遠方監視制御設備には設置事業者のシステムを導入しており、システムのパログラム等は開示できず、設置事業者以外に行わせることはできない。	左記事業者は、既設設備の設置事業者であるため。	水再生課
39	西浄化センター自家発電設備改築工事	富士古河E&C(株)	川崎市幸区堀川町580	本工事は、自家発電設備改築工事及び、それに伴い必要となる既設監視制御設備の機能増設を行うものである。 なお、施工箇所のうち、監視制御設備については、別途発注の「西浄化センター管理本館ほか電気設備改築工事」と競合するものである。	2号(競争不適)	本工事で施工を行う監視制御設備(監視サーバ含む)は、西浄化センター内に設置されている水処理設備、ポンプ設備、送泥設備及び自家発電設備等の運転状況を一元管理し、自動制御するシステムの根幹をなす設備である。 本工事は、自家発電設備改築工事に伴い監視制御設備の機能増設を行うもので、別途発注の「西浄化センター管理本館ほか電気設備改築工事」と施工箇所を競合することから、監視制御設備において、同時に複数の事業者が施工を行った場合に安定的な施設の運用を欠くおそれがあるため。また、施設故障時等に原因や責任範囲の究明に時間を要すなど、著しい支障が生じるおそれがあるため。	左記の事業者は、令和6年12月11日付け横須賀市上下水道局公告契約第5166号(案件番号:5061900100、案件名:西浄化センター管理本館ほか電気設備改築工事)の条件付き一般競争入札で選定された事業者であるため	水再生課
40	鋼管管路電気防食に伴う継手整備工事(2024の1)	株式会社オガワ工事部	横須賀市平作4-2-6	本工事は、鋼管管路(φ600、SP)を電気防食するに先立ち、継手部分を整備するものである。	8号(不調随意契約)	本工事は、令和6年7月8日付け横須賀市上下水道局公告契約第5088号、令和6年8月19日付け横須賀市上下水道局公告契約第0520号、令和6年10月28日付け横須賀市上下水道局公告契約第5151号の3度の入札において、参加者なしのため入札不調となった案件である。なお、3度目の入札では、参加資格を市内、準市内、市外まで広げて競争入札を行ったが参加者はいなかった。 本工事は、鋼管管路(φ600、SP)を電気防食するに先立ち、令和7年8月頃までに継手部分を整備する必要があるため、緊急に契約をする必要がある。	過去に同種の工事を請け負ったことがある市内の事業者のなかで、随意契約の打診に対して契約の意向を示した唯一の事業者であるため。	水道施設課
41	日の出ポンプ場汚水送水流量計修繕工事	東芝インフラテクノサービス株式会社 神奈川支店	横浜市中区不老町1-1-5	本工事は、日の出ポンプ場に設置している汚水送水流量計の劣化により、監視室に正常な信号を表示することが出来なくなり、日の出ポンプ場の運転に支障が出るおそれがあるため、これらを修繕するものである。	2号(競争不適)	当該機器の計測値を既設監視制御装置等に正確に表示させるために、既設信号変換装置等の設定を調整しなければならず、既設設備との技術的関連性が高く、密接不可分な関係があるため。	本設備は、東芝インフラシステムズ(株)にて、製造及び施工したものであるが、既設監視制御装置や既設信号変換装置等のメンテナンス部門である左記業者が、施工することにより、敏速かつ安全に工事の履行が可能であるため。	水再生課
42	若松町地区配水本管布設工事	(株)大建設備工業	横須賀市汐入町2-44	本工事は、既設配水管(φ300 ADIPIほか)を耐震管φ300 GXDIPほかに変更するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和6年10月28日付け横須賀市上下水道局公告契約第5145号、案件番号5061900088、令和7年1月6日付け横須賀市上下水道局公告契約第5178号、案件番号50619000111の2度の入札において、参加者なしのため入札不調となった案件である。 本工事の施工が所は、市内中心部の交通量が多い車道部で、既設配水管は昭和41年に埋設された経年管である。漏水が発生した場合の市民への影響が大きい事や令和8年度に建設部で実施予定である舗装工事に先行し、既設配水管を耐震管に更新するものであり、令和7年度に水道工事を完了させる計画であるため早期に工事着手する必要がある。そのため、緊急に随意契約をする必要がある。	水道施設工事の業種ができる市内事業者の中で予定価格での随意契約の打診に応じてくれた唯一の業者であるため。	水道施設課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
43	武ポンプ場沈砂池機械設備改修工事	株式会社日立プラントサービス横浜支店	横浜市神奈川区鶴屋町2-17-1	本工事は、武ポンプ場に設置してある、No.1沈砂かき揚げ機の改修をするもので、経年劣化による腐食・磨耗等が発生し運転に支障を来しているため、軸受・スプロケット・バケットなどの部品交換を行うものである。	2号（競争不適）	本設備は、流入した雨水から砂等を除去するための重要な設備である。他の業者による施工（入札等）の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、運用上著しい支障が生じる恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該設備製作者である株式会社日立プラントサービスにて施工することにより、ポンプ場の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課